



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年12月26日火曜日 第2938号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 自衛官候補生の採用試験（3件）……………（総務管理課）… 904
- 形質変更時要届出区域の指定（2件）……………（環境政策課）… 905
- 一般廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等……………（循環型社会推進課）… 906
- 一般廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等……………（ " ）… 906
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等……………（ " ）… 906
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等……………（ " ）… 907
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）……………（経営支援課）… 907
- 農用地利用配分計画の認可……………（農政課農地・担い手対策室）… 908
- 港湾施設の概要……………（港湾海岸課）… 909
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）……………（砂防課）… 909
- 道路の供用開始（県道川之江大豊線）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 909
- 道路の区域変更（県道横浜生名港線）……………（東予地方局今治土木事務所）… 910
- 道路の供用開始（ " ）……………（ " ）… 910
- 道路の供用開始（県道今治波方港線）……………（ " ）… 910
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………（中予地方局建築指導課）… 910
- 道路の区域変更（県道下鍵山松野線）……………（南予地方局管理課）… 911
- 道路の供用開始（ " ）……………（ " ）… 911
- 道路の供用開始（県道伊予宮野下停車場務田線）……………（ " ）… 911

### 人事委員会規則

- 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 911

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出……………（選挙管理委員会）… 912
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ " ）… 912
- 政治団体の解散の届出……………（ " ）… 913
- 開票区の設置の一部改正……………（ " ）… 913
- 長浜町土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定……………（ " ）… 914

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1310号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 平成30年1月21日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
（女子） 平成30年1月21日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

#### ○愛媛県告示第1311号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成30年2月24日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成30年2月24日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1312号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成30年3月10日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成30年3月10日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1313号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

新居浜市惣開町乙1番23の一部及び乙1番24の一部(次の図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1314号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

新居浜市惣開町乙1番24の一部(次の図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1315号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第8条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課、西条保健所、中予保健所及び西条市役所並びに東温市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

オオノ開発株式会社  
松山市北梅本町甲184番地  
代表取締役 大野 剛嗣

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
東温市河之内字大小屋乙628番1、乙628番7

3 一般廃棄物処理施設の種類の  
一般廃棄物最終処分場

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、その他の汚物又は不要物

5 申請年月日  
平成29年11月27日

6 意見書の提出  
当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
イ 当該一般廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課、西条保健所及び中予保健所

○愛媛県告示第1316号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第8条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の3第1項の申請書及び法第9条第2項において準用する法第8条第3項の書類は、愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課、西条保健所、中予保健所及び西条市役所並びに東温市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

オオノ開発株式会社

松山市北梅本町甲184番地

代表取締役 大野 剛嗣

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

東温市河之内字大小屋乙628番1

3 一般廃棄物処理施設の種類の

一般廃棄物最終処分場

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、その他の汚物又は不要物

5 申請年月日

平成29年11月27日

6 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の変更に關し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該一般廃棄物処理施設の変更に關する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課、西条保健所及び中予保健所

○愛媛県告示第1317号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課、西条保健所、中予保健所及び西条市役所並びに東温市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

オオノ開発株式会社  
松山市北梅本町甲184番地  
代表取締役 大野 剛嗣

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

東温市河之内字大小屋乙628番1、乙628番7

3 産業廃棄物処理施設の種類の

管理型産業廃棄物最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の

燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等

5 申請年月日

平成29年11月27日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課、西条保健所及び中予保健所

○愛媛県告示第1318号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課、西条保健所、中予保健所及び西条市役所並びに東温市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

オオノ開発株式会社

松山市北梅本町甲184番地

代表取締役 大野 剛嗣

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

東温市河之内字大小屋乙628番 1

3 産業廃棄物処理施設の種類の種類

管理型産業廃棄物最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等

5 申請年月日

平成29年11月27日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課、西条保健所及び中予保健所

○愛媛県告示第1319号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 日
アクトピア大洲	大洲市中村246番地 1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社アクトピア大洲 代表取締役 兵頭 勲 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 有限会社ナカノ不動産 代表取締役 中野 義枝	株式会社アクトピア大洲 代表取締役 金澤 幸己 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 有限会社ナカノ不動産 代表取締役 中野 浩之	平成29年 6月28日 ほか	平成29年 12月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ ほか 18者	株式会社フジ ほか 18者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜

支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1320号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
アクトピア大洲	大洲市中村246番地1 外	駐車場の位置	1箇所	2箇所	平成30年8月13日	平成29年12月11日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所	4箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後10時まで	平成29年12月12日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1321号

平成29年11月21日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人 妙口原生産組合	愛媛県西条市小松町大頭甲1042番地1	愛媛県西条市小松町妙口甲1094-1	664
後 藤 基 博	愛媛県松山市由良町1176番地	愛媛県松山市由良町1050番1ほか9筆	9,902.6
山 西 繁 信	愛媛県松山市門田町67番地	愛媛県松山市門田町389番1ほか7筆	6,943

林 耕一郎	愛媛県松山市由良町867番地	愛媛県松山市由良町523番1ほか16筆	7,125
林 論	愛媛県松山市由良町876番地1	愛媛県松山市由良町492番ほか12筆	13,653
矢 野 賀 正	愛媛県松山市門田町428番地	愛媛県松山市門田町456番ほか10筆	9,815
山 内 耕太郎	愛媛県松山市由良町739番地	愛媛県松山市由良町229番ほか9筆	11,140
青 井 秀 典	愛媛県松山市和気町一丁目127番地39	愛媛県松山市門田町218番ほか14筆	12,723
池 本 真 吾	愛媛県松山市内浜町5番1号	愛媛県松山市門田町内130番1ほか3筆	7,324
濱 田 富 幸	愛媛県松山市由良町779番地10	愛媛県松山市由良町208番4ほか22筆	11,969
竹 内 守	愛媛県松山市門田町724番地	愛媛県松山市門田町725番ほか2筆	5,142
高 田 烈 子	愛媛県松山市門田町731番地4	愛媛県松山市門田町731番1ほか2筆	4,805

石 田 貞 喜	愛媛県松山市由良町59番地10	愛媛県松山市由良町122番1ほか3筆	2,582
山 本 剛	愛媛県松山市由良町60番地の第2	愛媛県松山市門田町丙166番11ほか15筆	16,691
竹 田 恵 輔	愛媛県松山市竹原町一丁目2番地13アルファライブ市駅西505号	愛媛県松山市門田町丙164番	4,076
山 岡 欣 也	愛媛県松山市由良町52番地の4	愛媛県松山市門田町697番1ほか13筆	20,464
中 矢 武 重	愛媛県松山市由良町940番地の第2	愛媛県松山市由良町1184番ほか14筆	13,443
坂 本 克 視	愛媛県松山市由良町1261番地の内第1	愛媛県松山市門田町619番ほか10筆	9,273
青 井 幹 夫	愛媛県松山市由良町156番地の1	愛媛県松山市門田町384番ほか15筆	27,468
坂 本 和 久	愛媛県松山市由良町1261番地1	愛媛県松山市門田町563番1ほか15筆	10,100
永 瀬 順 一	愛媛県松山市由良町49番地の7	愛媛県松山市門田町799番1ほか14筆	14,516
村 上 正	愛媛県松山市門田町760番地	愛媛県松山市門田町765番ほか9筆	6,646
濱 田 豊 子	愛媛県松山市門田町90番地1	愛媛県松山市門田町214番ほか23筆	20,954
山 内 宗 昭	愛媛県松山市由良町50番地5	愛媛県松山市門田町215番ほか3筆	24,286
能 田 英 文	愛媛県松山市門田町108番地の内第1	愛媛県松山市門田町539番1ほか13筆	18,701
稲 田 賢 司	愛媛県松山市門田町729番地	愛媛県松山市門田町722番4ほか4筆	3,646
小 池 保	愛媛県松山市泊町1463番地	愛媛県松山市門田町587番ほか7筆	4,792
寺 坂 未 吉	愛媛県松山市門田町324番地	愛媛県松山市門田町323番ほか19筆	14,176
池 本 正 志	愛媛県松山市由良町781番地の1	愛媛県松山市門田町593番ほか5筆	7,489
小 池 暁 夫	愛媛県松山市由良町22番地	愛媛県松山市門田町丙175番ほか14筆	20,686

2 認可年月日  
平成29年12月20日

○愛媛県告示第1322号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
岸 壁	西条市今在家1503番地2	水深 ー5.0メートル 延長 110.0メートル (取付護岸延長21.4メートル)

○愛媛県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

荷さばき地	同 上	面積 607平方メートル
野 積 場	西条市今在家1503番地2、同1500番地14	面積 1,646平方メートル

○愛媛県告示第1323号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

池ノ浦B（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成28年2月愛媛県告示第199号）池ノ浦Bの項で指定した標柱8号、標柱7号及び標柱6号を順次結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱	
宇和島市	吉田町深浦	ウラノオク	3番耕地1番1	11号
			3番耕地1番2	
			3番耕地1番3	
		3番耕地13番1	12号	

○愛媛県告示第1324号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

板野（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成23年3月愛媛県告示第385号）板野の項で指定した標柱7号と標柱6号を結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号から標柱15号までを順次結んだ線並びに標柱15号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱	
大洲市	菅田町宇津	淵ノ瀬	甲409番	10号
		板野	乙74番	11号
		板野	乙72番1	12, 13, 14号
		淵ノ瀬	甲412番	15号

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立4347番1地先から 同町馬立4347番1地先まで	平成29年12月26日

○愛媛県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名266番4から 同町生名475番2まで	旧	メートル 10.3～40.8	キロメートル 0.329	
			新	10.3～40.8	0.329	

○愛媛県告示第1327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名266番4から 同町生名475番2まで	平成29年12月26日

○愛媛県告示第1328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市阿方字志丁地甲299番4から 同字甲293番8まで	平成29年12月26日

○愛媛県告示第1329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年12月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
29中局建（開）第31号 平成29年12月14日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛136番7	伊予市下吾川848番地1 ラメールII101号 重 松 知 之

○愛媛県告示第1330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年12月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第32号 平成29年12月15日	伊予市上野西丸田609番1	伊予市上野608番地 松 田 克 己 松 田 里 佳

○愛媛県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北字和郡鬼北町大字久保257番4から 同大字広見1709番2まで	旧	メートル 3.0～12.0	キロメートル 0.148	
			新	6.0～37.9	0.148	

○愛媛県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北字和郡鬼北町大字久保257番4から 同大字広見1709番2まで	平成29年12月26日

○愛媛県告示第1333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予宮野下停車場務田線	宇和島市三間町宮野下592番地先から 同町宮野下583番地先まで	平成29年12月27日
〃	〃	宇和島市三間町宮野下517番3から 同町宮野下405番4まで	〃

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7－1192

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日



愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の特種勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（災害応急作業等手当） 第34条の4 省略 2 条例附則第5項第1号エの人事委員会が定める施設は、免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設（人事委員会が定める施設を除く。）とする。 3～5 省略	（災害応急作業等手当） 第34条の4 省略 2 条例附則第5項第1号エの人事委員会が定める施設は、免震重要棟及び新事務棟 _____とする。 3～5 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年12月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者			
希望の党愛媛県衆議院第3選挙区支部	白 石 洋 一	叶 谷 信 之	西条市新田197-4	衆議院議員	平成29年11月10日

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
自由民主党東温支部	山 内 孝 二	渡 部 繁 夫	東温市牛瀬585	平成29年12月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
矢野なおよし後援会	矢 野 尚 良	矢 野 尚 良	松山市東石井六丁目6-34	平成29年11月1日
たぶち紀子を送り出す会	安 田 志 ほ	野 中 玲 子	松山市鉄砲町3-5	平成29年11月6日
松本くみこ後援会	松 本 久 美 子	小笠原 喜代江	松山市本町六丁目2-7	平成29年11月20日
いのもり春枝後援会	永 見 博	永 原 操	松山市立花一丁目3-44	平成29年12月11日
村田よしの後援会	村 田 佳 乃	菅 野 和 子	松山市南吉田町1872-2	平成29年12月12日

○愛媛県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成29年12月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党五十崎支部	久保美博	代 表 者	久保美博	下野安彦	平成29年11月17日
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	西岡新	主たる事務所の所在地	今治市大新田町一丁目2-17	今治市郷本町一丁目3-40	平成29年12月1日
民進党愛媛県第1区総支部	渡部昭	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月6日
		主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目1-6	松山市一番町一丁目14-4	
		代 表 者	渡部昭	富永喜代	
		会 計 責 任 者	池田美恵	富永崇司	
民進党愛媛県第3区総支部	渡部昭	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月6日
		主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目1-6	西条市新田197-4	
		代 表 者	渡部昭	白石洋一	
		会 計 責 任 者	池田美恵	叶谷信之	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
宇都宮むねやす後援会	宇都宮宗康	会 計 責 任 者	佐々木 富士重	村田泰志	平成29年11月1日
税理士による山本順三後援会	野間逸人	代 表 者	野間逸人	坂本昌平	平成29年11月18日
		会 計 責 任 者	篠原敏和	菅 浩一郎	
田中かつひこ後援会	高木信行	代 表 者	高木信行	大嶋慶太	平成29年11月30日
新時代戦略研究会	西岡新	主たる事務所の所在地	今治市大新田町一丁目2-17	今治市郷本町一丁目3-40	平成29年12月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年12月26日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚岩男

大嶋けいた後援会	梶原健市	平成29年11月30日
西岡あらた後援会	赤瀬光男	平成29年11月30日
宮内ともや後援会	永見博	平成29年11月30日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
足立としゆき後援会愛南町支部	羽田保恵	平成29年11月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

開票区の設置（平成17年8月愛媛県選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 開票区を設ける選挙 衆議院比例代表選出議員の選挙</p> <p>_____</p> <p>2 開票区</p> <div data-bbox="156 376 762 421" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>	<p>1 開票区を設ける選挙 衆議院比例代表選出議員の選挙 <u>愛媛県議会議員の選挙</u></p> <p>2 開票区</p> <div data-bbox="831 376 1437 421" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>

○愛媛県選挙管理委員会告示第95号

平成30年5月29日任期満了に伴う長浜町土地改良区総代選挙について、その事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

平成29年12月26日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

大洲市選挙管理委員会